

所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました。

- ① 対象：肺炎
尿路感染症
帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ② ①の治療が必要になった入所者に対して、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度として月1回算定します。
- ③ 診断・診断日・投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載します。
- ④ 算定開始年度の翌年度以降、前年度の治療実施状況を公表します。

平成 27 年度 所定疾患施設療養費の実施状況について

平成 28 年 1 月

| 病名 | 人数 | 検査 | 治療内容 |
|-------|----|----------|--|
| 尿路感染症 | 5 | 検尿 採血 | キサフロール錠 200mg 生理食塩水 100ml+セファゾリン 1g |

平成 28 年 2 月

| 病名 | 人数 | 検査 | 治療内容 |
|-------|----|------------|---------------|
| 尿路感染症 | 8 | 臨床診断 検尿 | キサフロール錠 200mg |